

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

告 示

北海道告示第102号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月6日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする特定役務の種類
令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和8年3月6日に一般競争入札の公告を行うベル式412EP型機体（はまなす2号）定期点検業務契約
- (2) 資 格 ベル式412EP型機体（はまなす2号）定期点検業務に関する資格
- (3) 特定役務の種類 ベル式412EP型機体（はまなす2号）定期点検業務

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 令和3年以降において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条第2項トに規定する区分の事業について、航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2による事業許可を受け、同法第9条第1項による航空機修理方法認可証を受けている者であること。
- (3) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第3号及び第4号の規定による認定（ベル式412系列型に限る。）を受けた事業所を有する者であること。
- (4) 製造者のベルヘリコプターテキストロン社からベル式412系列のカスタマー・サービス・ファシリティーとして認定を受けていること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和8年3月6日（金）から同月25日

目 次

目 次	ページ
規 則	
○北海道高等学校等教育改革促進基金条例施行規則……………（教育庁高校教育課）	4
告 示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（危機対策課）	4
○特定調達契約に係る入札の公告……………（危機対策課）	5
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………（競馬事業室）	6
○特定調達契約に係る入札の公告……………（競馬事業室）	6
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（調達課）	7
道議会告示	
○北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程……………	8
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	8
道監査委員訓令	
○北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令……………	8
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	10

規 則

北海道高等学校等教育改革促進基金条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月6日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第8号

北海道高等学校等教育改革促進基金条例施行規則

北海道高等学校等教育改革促進基金の管理に関する事務の執行は、これを北海道教育委員会教育長に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部危機対策局危機対策課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/249912.html>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 その他

2の(1)に定める「1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、履行額が3,000万円以上のヘリコプターの修理、改造又は整備に係る契約をいう。

7 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
- (2) 所在地 郵便番号 007-0852 札幌市東区栄町964番地
- (3) 電話番号 011-782-3233

北海道告示第103号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和8年3月6日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
ベル式412EP型機体(はまなす2号)定期点検業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年10月7日まで

(4) 履行場所 北海道と受注者が協議して定める場所

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道告示第102号に規定するベル式412EP型機体(はまなす2号)定期点検業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市東区栄町964番地 北海道防災航空室会議室(送付による場合は、郵便番号 007-0852 札幌市東区栄町964番地 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室)

(2) 入札日時 令和8年4月17日(金)午前10時(送付による場合は、同月16日(木)までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総務部危機対策局危機対策課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/249912.html>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室
(2) 所 在 地 郵便番号 007-0852 札幌市東区栄町964番地
(3) 電 話 番 号 011-782-3233

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Bell model 412EP (hamanasu-II) periodic inspection repair services
B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 17, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than April 16, 2026)
C Contact : Emergency Aviation Office, Crisis Management Division, Bureau of Crisis Management, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Sakae-machi 964, Higashi-ku, Sapporo 007-0852 Japan
Phone : 011-782-3233

北海道告示第104号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月6日

北海道知事 鈴木直道

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和8年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和8年3月6日に一般競争入札の公告を行う現金警備輸送等業務委託契約（オンラインシステム輸送等）
(2) 資 格 現金警備輸送等業務委託（オンラインシステム輸送等）に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 特定役務の種類 現金警備輸送等業務（オンラインシステム輸送等）

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 令和8年1月1日において引き続き1年以上現金輸送業務を営んでいる者であること。
(2) 過去5年間に国（特殊法人等を含む。）又は地方公共団体と国内の公営競技に係る現金輸送業務に関する契約を締結し、かつ、確実に履行した者であること。

- (3) 道が指定する地域への現金輸送業務が確保できること。
(4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けている者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(1)及び(3)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和8年3月6日（金）から同年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分までの間にしなければならない。
(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道農政部競馬事業室のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/>）においてダウンロードすることができる。
(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道農政部競馬事業室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5377

北海道告示第105号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月6日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

- ア 調達をする特定役務の名称 現金警備輸送等業務（オンラインシステム輸送等）
イ 数 量 門別競馬場ほか15場外発売所と指定する金融機関の間の電子輸送及び車両での人的輸送（輸送に係る機械

及び車両一式は、受託者が準備すること。)

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和8年6月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和8年北海道告示第104号に規定する現金警備輸送等業務（オンラインシステム輸送等）に関する資格を有すること。
- 3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2の(1)及び(3)による。
- 4 契約条項を示す場所
北海道農政部競馬事業室
- 5 入札執行の場所及び日時
(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階農政部第2中会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部競馬事業室）
(2) 入札日時 令和8年4月17日（金）午前10時（送付による場合は、同月16日（木）までに必着）
(3) 開札場所 (1)に同じ。
(4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所 4に同じ。
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道農政部競馬事業室のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kjs/>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道農政部競馬事業室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5377

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : In such cases as the cash guard transport, business (in such cases as the on-line system transport) : Do 15 outside sales office and cash transport between the designated banking agencies by the electron and the vehicles in Mombetsu racecourse and others
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., April 17, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than April 16, 2026)
- C Contact : Office of Hokkaido Horse Racing, Department of Agriculture, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5377

北海道告示第106号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和8年3月6日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

- (1) 入札番号1 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 5台分及び1月当たり25,417枚
- (2) 入札番号2 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価） 2台分及び1月当たり4,488枚

2 落札を決定した日

令和8年2月24日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社ティ・エス・エス
- (2) 住所 札幌市北区北34条西5丁目2番15号

4 落札金額

- (1) 1の(1)
ア 基本料金 48,300円
イ 複写料金 1円10銭

(2) 1の(2)

- ア 基本料金 18,400円
イ 複写料金 1円10銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和8年1月13日付け北海道告示第10号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

道 議 会 告 示

北海道議会告示第1号

令和5年北海道議会告示第2号（北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程）の一部を次のように改正する。

令和8年3月6日

北海道議会議長 伊藤 条 一

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（令和5年北海道議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第16号様式及び別記第22号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの）」を削る。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際現にこの規程による改正前の北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の北海道議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程に基づいて提出された書類とみなす。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和8年3月6日

北海道教育庁石狩教育局長 行 徳 義 朗

- 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 3台
- 落札を決定した日
令和8年2月16日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 大丸株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
- 落札金額
752,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和8年1月30日付け北海道教育庁石狩教育局告示第7号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道札幌工業高等学校
(2) 所在地 札幌市北区北20条西13丁目

道 監 査 委 員 訓 令

北海道監査委員訓令第1号

北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月6日

北海道監査委員 村 木 中
北海道監査委員 松 山 丈 史
北海道監査委員 深 瀬 聡
北海道監査委員 佐 藤 則 子

北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道監査委員事務局文書管理規程（令和4年北海道監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 特定情報システム 事務局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）第2条第2項に規定する本庁及び同条第3項に規定する出先機関又は国等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で

接続した電子情報処理組織であって、特定の事務処理を行うために必要と認められるもの（北海道総合文書管理システム（以下「総合文書管理システム」という。）を除く。）をいう。

第3条の見出し及び同条中「北海道総合文書管理システム」を「総合文書管理システム」に改める。

第11条第1項ただし書中「限る」を「限るものとし、同号オの電子署名に係る検証を除く」に改め、同項第1号ウ中「監査委員」を「事務局」に、「者」を「者又は担当課長」に、「主務課長」を「主務課長等」に改め、同号エの次に次のように加える。

オ 特定情報システムにより受信した文書で電子署名が行われているものは、当該電子署名に係る検証を行った後に総合文書管理システムにより收受番号を取得し登録を行うこと。

第11条第2項中「前項第1号及び」を「前項第1号（オを除く。）及び」に改め、同条第3項中「第1項第1号」の次に「（オを除く。）」を加える。

第12条中「主務課長」を「主務課長等」に改める。

第14条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「主務課長」を「主務課長等」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条を第14条の2とする。

第3章中第14条の2の前に次の1条を加える。

（公文書の作成）

第14条 事務局の職員は、事務局における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該事務局の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。

2 事務局は、公文書を作成するときは、当該処理に係る責任の所在を明確にするとともに、別に定める処理手続に従って迅速に行わなければならない。

第17条中「主務課長」を「主務課長等」に改める。

第18条第1項第3号カ中「（オに係る場合を除く。）」を「（エに係る場合を除く。）又は（利用する特定情報システムの名称）施行」に改める。

第20条中「主務課長」を「主務課長等」に改める。

第22条中「主務課長」を「主務課長等」に改める。

第22条の次に次の2条を加える。

（総務部長等への合議）

第22条の2 条例に係る決定書案は、文書課長を経て総務部長に合議しなければならない。

（紙文書の決定書の回付）

第22条の3 紙決裁の場合において、決定書案の内容が緊急を要するものは、持ち回りをす

ることができる。

2 前項の規定により持ち回りをする場合においては、回付番号を付すこと及び決定書受渡簿に登録することを省略することができる。

第25条第1項中「者」の次に「（法令の規定に基づき委任を受けた者を含む。第29条第1項において同じ。）」を加える。

第29条の見出し中「公印の押印」を「公印の押印及び電子署名」に改め、同条中「掲げるもの」の次に「（以下「要押印文書」という。）」を加え、同条第2号中「監査委員」の次に「又は権限を有する者」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、特定情報システムを利用して要押印文書を送信する場合には、公印の押印に代えて、電子署名を行うものとする。

3 電子署名を行うために必要な事項は、別に定める。

第30条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「電子掲示板」の次に「、特定情報システム」を加える。

第32条第3項及び同条第5項中「文書」を「公文書」に改める。

第34条第1項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定により文書の保存期間を延長するときは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 主務課保存文書（主務課において保存中の文書をいう。以下同じ。）については、主務課長の決定を経ること。

(2) 文書主管課（公文書の管理を主管する課であり、総括監査課をいう。以下同じ。）保存文書（第41条の2の規定により文書主管課において保存中の紙文書をいう。以下同じ。）については、主務課長は、総合文書管理システムにより保存期間の延長の申請を行い、文書主管課長の承認を得ること。

第39条の2を第39条の3とし、第39条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第39条の2 前2条の規定は、主務課において保存する紙文書の完結文書で製本し、又は保存箱に収納することが適当でないものについては、適用しない。

第41条を次のように改める。

第41条 電子文書の完結文書は、主務課において主務課長の指定する場所に保存しなければならない。

2 事務局の紙文書の完結文書のうち次に掲げるものは、主務課において主務課長の指定する場所に保存しなければならない。

(1) 保存期間の起算日から1年を経過していないもの

(2) 保存期間の起算日から1年を経過したもので、保存期間が10年未満のもの

(3) 第49条の規定により文書主管課長の承認を得たもの
第41条の次に次の1条を加える。

(事務局における文書主管課保存)

第41条の2 前条第2項各号に掲げる完結文書以外の完結文書は、文書主管課において保存しなければならない。ただし、主務課において保存することが適当と認められるものは、この限りでない。

2 前条第2項第1号及び第2号に掲げる完結文書のうち主務課において保存し難いものは、文書主管課において保存することができる。

第7章の次に次の1章を加える。

第7章の2 紙文書の引継ぎ

(引継ぎ)

第41条の3 前条の規定により文書主管課において保存する紙文書の完結文書は、毎年、文書主管課長が指定する日に、文書主管課に引き継がなければならない。ただし、文書主管課長がやむを得ないと認めるものについては、その都度引き継ぐことができる。

2 紙文書の完結文書を保存箱により文書主管課に引き継ぐときは、あらかじめ、文書主管課長に協議しなければならない。

3 文書主管課長は、紙文書の完結文書の引継ぎを受けるときは、その編集及び製本の適否を審査し、訂正又は整備の必要を認めたものについては、補修させることができる。

(引継ぎの登録)

第41条の4 前条に規定する紙文書の完結文書の引継ぎを行うときは、主務課及び文書主管課において総合文書管理システムにより登録しなければならない。

(文書主管課保存文書の還付)

第41条の5 主務課において文書主管課保存文書の還付を受け、保存しようとするときは、総合文書管理システムにより申請を行い、文書主管課長の承認を得なければならない。

(還付の登録)

第41条の6 前条の規定により文書主管課保存文書の還付を行うときは、文書主管課において総合文書管理システムにより登録しなければならない。

第42条に次の1項を加える。

2 文書主管課保存文書を閲覧し、又はその貸出しを受けようとする職員は、文書閲覧(借入・貸出)書により文書主管課長の承認を得なければならない。この場合において、当該職員が当該文書に係る主務課の職員以外のものであるときは、当該文書に係る主務課長の承認を併せて得なければならない。

第45条第2項を次のように改める。

2 閲覧文書又は借入文書を損傷したときは、主務課保存文書にあっては主務課長に、文書主管課保存文書にあっては文書主管課長に、直ちに届け出て、その指示を受けなければな

らない。

第46条中「主務課長」の次に「及び文書主管課長」を加える。

第47条中「主務課」の次に「及び文書主管課」を加える。

第51条を次のように改める。

第51条 主務課保存文書で保存期間の満了したもの(第53条第1項の規定により文書館に引き渡すものを除く。)は、主務課において主務課長の決定を経て廃棄しなければならない。

2 文書主管課保存文書で保存期間の満了したもの(第53条第2項の規定により文書館に引き渡すものを除く。)は、主務課長及び文書主管課長の決定を経て、文書主管課において廃棄しなければならない。

第52条を次のように改める。

第52条 前条第1項の規定により廃棄するときは主務課において、同条第2項の規定により廃棄するときは文書主管課において、それぞれ総合文書管理システムにより廃棄の登録を行わなければならない。

第53条を次のように改める。

第53条 文書館長により引渡指定の登録が行われた主務課保存文書で保存期間の満了したものは、主務課において主務課長の決定を経て文書館に引き渡さなければならない。

2 文書館長により引渡指定の登録が行われた文書主管課保存文書で保存期間の満了したものは、主務課長及び文書主管課長の決定を経て、文書主管課において文書館に引き渡さなければならない。

第60条中「事務局長が」を削る。

第61条中「課長」を「事務局の課長」に改める。

第64条を次のように改める。

(雑則)

第64条 この訓令に定めるもののほか、文書の管理に関し必要な事項は総括監査課長の定めるところによるほか、北海道の関係規則等を準用する。

附 則

この訓令は、令和8年3月6日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第157号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和8年3月6日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
デジタル解析図化システムの賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和8年9月1日から令和14年8月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、保守点検が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年3月6日（金）から同年4月1日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 令和8年4月17日（金）午後1時40分（送付による場合は、同月16日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2242

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Control Dijital Photogrammetric Analyze Measurement System 1 set

B Bid tendering date and time : 1 : 40 P.M., April 17, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 16, 2026)
C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2242

北海道警察本部告示第158号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年3月6日

北海道警察本部長 友井昌宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
中型二種運転免許用技能試験車両の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしている車両が供給可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年3月6日（金）から同年4月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道警察本部総務部会計課

5 入札書の提出等

- (1) 入札書提出場所 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
- (2) 入札受付期間 令和8年4月13日（月）から同月17日（金）までの毎日午前9時から午後5時（最終日は正午）まで（送付による場合は、同月17日（金）の正午までに必着）
- (3) 開札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (4) 開札日時 令和8年4月17日（金）午後1時30分

6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定

価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2238

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Middle motor vehicle used for Second class driving test 3 units
 - B Bid opening date and time : 1 : 30 P.M., April 17, 2026
(Bidding deadline : 0 : 00 P.M., April 17, 2026)
 - C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2238
-